

協働による雪対策で冬を乗り切りましょう

市民・事業者・行政の協働で暮らしやすい雪国生活の実現を目指して



市が行う雪対策支援事業

▼申請期間 11月30日(木)まで
▼実施期間 12月1日(金)～令和6年3月31日(日)

空き地を雪置き場に活用して減税!／

①町会雪置き場事業

雪置き場不足に困る地域住民のために、空き地を雪置き場として無償で貸し付けた場合、この土地に係る翌年度の固定資産税および都市計画税の3分の1以内を減免します。

なお、事前に町会と土地所有者が空き地の賃貸借契約を結ぶ必要があります。

※地目が宅地または雑種地で、面積がおおむね200㎡以上の空き地。



市の除雪で狭くなった道路拡幅等を支援!／

②地域除排雪活動支援事業

一般除雪で狭くなった生活道路を、除雪機械や融雪設備を活用して拡幅や排雪または融雪活動を行う町会等に対して、燃料費や電気料の一部を報償金として支給します。

【支給対象】

- ①除排雪・融雪活動…町会またはそれに準ずる団体
- ②間口等融雪活動…町会が認めた除雪困難者の世帯を含む3戸以上で組織された団体



小型除雪機を無償で貸し出します!／

③小型除雪機町会等貸出事業

生活道路の除雪作業や高齢者等世帯の間口の雪寄せ処理を行う町会等に対して、小型除雪機(ハンドガイド)を貸し出します。※台数に限りがあるため事前に問い合わせを。

【申請に必要な書類】

- ①作業を行う場所がわかる地図
- ②貸出要望書(任意の様式)



市除雪路線以外の除雪を支援!／

④町会等除雪報償金

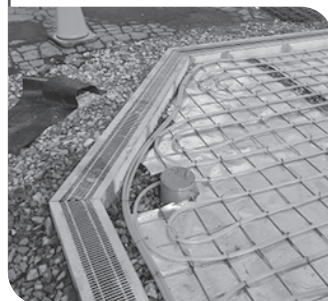
市が除雪作業を行う路線以外の生活道路の除雪を行う町会等に対して、事前に現地調査を実施の上、1メートルあたり200円の報償金を支給します(年1回限り)。

【申請に必要な書類】

- ①作業を行う場所がわかる地図
- ②要望書(任意の様式)

融雪装置の設備費の一部を支給!／

⑤融雪装置設置資金貸付制度



取り扱い金融機関等から貸し付けを受けて、敷地内に融雪装置を新たに設置する場合、その利子の一部または全部を補給します。

※随時受け付け・実施/申請書を提出し、市からの支援対象者通知書を受領後、金融機関へ借り入れの申し込みを。

詳しくは

申請方法など詳細は、市ホームページ(QRコード)または電話で確認してください。



■問い合わせ・申請先 道路維持課(☎32-8555)

雪処理に困ったら…

社会福祉協議会の除雪支援事業

弘前市社会福祉協議会では地区社会福祉協議会と連携し、高齢や障がいなどで自ら除雪を行うのが困難な世帯を対象に、地域住民の助け合いによる「除雪支援事業(ボランティア除雪)」を行っています(事業の流れは右図を参照)。

※対象世帯の玄関から道路までの通路確保の除雪に限ります。また、ボランティアの確保等によって対応できない場合があります。

■問い合わせ先

- 弘前地区…弘前市社会福祉協議会(宮園2丁目、☎33-1161)
- 岩木地区…弘前市社会福祉協議会岩木支部(賀田字大浦、☎82-2353)
- 相馬地区…弘前市社会福祉協議会相馬支部(五所字野沢、☎84-3373)

問い合わせ先へ事前に相談

各地区の社会福祉協議会が事前に調査

・対象世帯の調査と把握
・家族状況などを考慮して判断

対象となる

対象とならない

地区社会福祉協議会の地域住民ボランティアが、対象世帯の玄関から道路までの通路の除雪を実施

除排雪業者へ依頼するなど、各自で対応

高齢者や障がい者への緊急時対応

市では、高齢者や障がい者などが、大雪により自宅から出られないなど、緊急時に対応するため、地区ごとに担当窓口を定めています。

※なお、高齢者や障がい者などで、自力で道路から玄関等までの除雪作業をすることが困難で、経済的に余裕がない人は、「社会福祉協議会の除雪支援事業」を活用してください。

■問い合わせ先

- 弘前地区…高齢者=介護福祉課(市役所1階、☎40-7114) / 障がいのある人=障がい福祉課(市役所1階、☎40-7036、40-7122)
- 岩木地区…岩木総合支所民生課(賀田1丁目、☎82-1628)
- 相馬地区…相馬総合支所民生課(五所字野沢、☎84-2113)

シルバー人材センターの除排雪

自宅の雪処理に困った場合は、シルバー人材センターに依頼できます(有料)。※屋根の雪下ろしは行っていません。また、シルバー人材センターの会員が少ない地区など、依頼場所によっては対応できない場合があります。

▼受付時間 午前8時30分～午後5時15分

■問い合わせ先 シルバー人材センター(南袋町、☎36-8828、土・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日は休み)

さいごに

市民の皆さんが暮らしやすい雪国生活を送るため、雪の取り組みを強化しています。しかし、行政の取り組みだけでは満足できる成果を上げることは難しく、市民や事業者の皆さんの協力が必要不可欠です。市民・事業者・行政が互いに役割を果たし、協力して暮らしやすい雪国生活を実現しましょう。

